令 2 薬 務 第 347 号 令和2年(2020年)7月29日

一般社団法人山口県薬剤師会長 一般社団法人山口県医薬品登録販売者協会長 日本チェーンドラッグストア協会山口県支部長 山口県薬業知協会長 山口県医薬品配置協議会長 山口県医薬品配置協議会長 山口県医療機器販売業協会長

様

山口県健康福祉部薬務課長

## 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

本県の薬事行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り厚くお礼申しあげます。 さて、報道等により御承知のことと存じますが、県内の店舗販売業の従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患する事案が発生しました。

保健衛生を守るべき貴会におかれましては、住民の手本となるよう新型コロナウイルス 感染症対策について十分留意していただく必要があります。

つきましては、貴会に属される店舗等経営者・従業員に対しまして、「新しい生活様式」の実践、及び「密閉、密集、密接」のいわゆる3密となる場所を避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

なお、上記の対応を行ったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や発症があった場合は、直ちに経営者等に申し出をされる等、新型コロナウイルス感染症を拡大させない体制整備を構築するとともに、当該従業員の隔離や関係機関への通報及び店舗等の確実な消毒等を行い、当該店舗等利用者に新型コロナウイルスを感染させないようしてください。